

保健所からのお知らせ

♪安全・安心な食のまち・さっぽろ推進委員会♪

札幌市では、食の安全・安心についての施策や、食を通じたまちづくりを充実させるため、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進委員会」を平成20年12月にスタートさせました。

この委員会は、市民・食品事業者・有識者など15名の委員で構成されており、平成22年3月まで開催する予定です。

これまでに2回の会議を行い、委員それぞれの立場で感じている問題点やこれから行うべき事業など、さまざまな意見が出ています。

今後は、委員会での意見を札幌市の施策にできる限り反映させていきます。

※会議内容・結果等は札幌市生活衛生情報ホームページに掲載しています。

<http://www.city.sapporo.jp/seikatsu-eisei/anshin/suishiniinkai.html>



～営業者のみなさまへ～

♪管理運営基準が改正になりました♪（平成21年1月1日施行）

管理運営基準とは、施設の衛生管理や食品等の取扱いなど、食品関係営業者が守らなければならない基準で、札幌市食品衛生法施行条例で定めています。

今回の改正では、以下の2点を新たに追加しました。

◆情報提供（営業者から消費者へ）

営業者は、販売食品等の**安全性に関する情報**を、消費者に提供しましょう。

◆報告（営業者から保健所へ）

営業者は、消費者から食品による**健康被害**の連絡を受けたときや、取扱っている食品が**食品衛生法に違反**していることが判明したときは、保健所に速やかに報告しましょう。